

基準 2

特定流通業務施設

指定幹線道路（注 1）として指定された道路の沿道に立地する、又は指定された高速自動車国道等のインターチェンジ周辺の指定する区域（注 2）に立地する特定流通業務施設については、次の各号の内容すべてに適合すること。

- 1 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第 4 条第 1 項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第 2 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫であること。
- 2 物流総合効率化法第 4 条第 5 項に基づく都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる旨の意見があった施設であること。
- 3 申請地については、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 指定幹線道路の沿線
 - (2) インターチェンジ周辺の指定する区域
指定する区域内にある幅員 9 メートル以上の道路に面し、かつ、路地状でないこと。
- 4 車両等の出入口は、3 に定める道路側に 8 m 以上で設置し、かつ、一般の交通に障害をもたらさない計画であること。
- 5 開発又は建築を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。

※「指定幹線道路」（注 1）・「インターチェンジ周辺の指定する区域」（注 2）については、「指定路線区域」参照

指定路線区域

1 指定幹線道路

路線名	始点	終点
主要地方道高崎駒形線	染谷川橋	前橋市行政界
国道 354 号バイパス	都市計画道路 3・4・22 南八幡京ヶ島線交差点部	主要地方道前橋長瀬バイパス交差点部（綿貫町北交差点）
国道 17 号	小八木町南交差点	前橋市行政界

2 インターチェンジ周辺に係るもの

インターチェンジ名	指定区域
関越自動車道 高崎	インターチェンジ（料金所）から 1 km 以内の区域
関越自動車道 前橋	

（注）上記指定区域内のうち、前面道路幅員が 9 メートル以上の区域が該当する。